

# 単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当 : 中塚、目片 電話 222-3952)

件 名	(単価契約) 不用物品売却 (紙パック) 上半期
予 定 数 量	紙パック 18,000kg／半期
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和8年9月30日
契 約 条 件	欄外「売却に関する仕様書」のとおり

## 売却に関する仕様書

本仕様書は、令和8年度上半期において、京都市（以下「甲」という。）の不用物品のうち甲が回収する家庭から排出された紙パックを、売却業者（以下「乙」という。）へ売却する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 甲が売却により乙へ引き渡す紙パックは、甲が市民からの持ち込みなどにより回収した飲料用紙パックとし、次項に記載するストックヤードで保管容器に入れて保管するものとする。
- 2 紙パックの引取場所は、以下のストックヤードとする。ただし、事情により変更する可能性がある。

名称	所在地
上京リサイクルステーション	京都市上京区甲斐守町 100
生活環境美化センター	京都市南区西九条森本町 37
東部まち美化事務所	京都市左京区高野西開町 34-3
山科まち美化事務所	京都市山科区小野弓田町 3
南部まち美化事務所	京都市南区西九条森本町 50
西部まち美化事務所	京都市右京区西院西貝川町 57-1
西京まち美化事務所	京都市西京区樅原秤谷町 37
伏見まち美化事務所	京都市伏見区横大路千両松町 447

- 3 乙のストックヤードへの引取回数、曜日は以下のとおりとする。  
なお、積込み、引取り及びその他の作業について、細心の注意を払って行うこと。  
また、回収後の空の保管容器は甲の指示に従い片付けること。

名称	引取回数	曜日（祝日等を含む）	備考
上京リサイクルステーション	1回以上／週	水曜日又は金曜日 のいずれかの曜日に 回収を行うこと。	祝日等も含む
生活環境美化センター			
各まち美化事務所			

- 4 乙は、紙パックの引取りについて、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 原則、引取当日に全量を引き取ること。万が一、全量の引取りができない場合には、甲と調整のうえ、翌日には必ず引き取ること。
  - (2) 引取時間帯は、以下のとおりとする。  
ア 各まち美化事務所：9時から13時まで、及び14時から16時30分まで  
イ 生活環境美化センター：9時から10時まで、及び15時から16時30分まで  
ウ 上京リサイクルステーション：9時から17時まで
  - (3) 発生量が多くなり、ストックヤードでの保管が困難になった際などには、甲が乙の施設へ持ち込むことも可とすること。
  - (4) その他、発生量の多寡や休日の引取りなどの事情により、引取日時を調整する必要があるときは、予め甲乙協議する。
- 5 乙は、運搬に使用する車両の種別を予め甲へ連絡しなければならない。

- 6 乙は、紙パックの積込み、引取り及びその他の作業において、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 積荷が輸送中に飛散しないように注意すること。
  - (2) 甲の職員の作業に支障を生じないよう注意すること。
  - (3) 作業に当たっては、甲の職員の指示に従うこと。
  - (4) 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。
- 7 乙は、紙パックの売却事務において、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) ストックヤードごとに毎回の回収量を計量し、毎月末に報告すること。
  - (2) 契約期間満了後、翌月5日までに見積書を提出すること。
  - (3) 甲の発行する納入通知書により、発行日から14日以内に代金を納入すること。
  - (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。
- 8 引き取った紙パックに含まれる異物については、乙の責任において適正に処理を行うこと。
- 9 予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- 10 本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議により定める。